

学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱い に関する主な論点について

1 基本的な考え方について

- 部活動・地域クラブ活動は、学校体育等と相まって、生涯にわたって豊かなスポーツ・文化芸術活動を継続するための資質・能力を育てる基盤となる活動であり、そうした位置づけ・役割を十分に踏まえながら議論を行う必要があるのではないか。
- 実行会議の最終とりまとめで示された方向性を踏まえ、中学校等については、学校が主体となる「部活動」と自治体や地域の団体等が主体となる「地域クラブ活動」の双方について学習指導要領に記載することが必要ではないか。
- 高等学校等については、現行学習指導要領の「部活動」に関する記載を踏まえつつ、具体的な記載内容を検討することとしてはどうか。
(※) 学習指導要領解説等において、部活動改革の全体像が明らかとなるような記載を行うことが考えられる。

2 「部活動」に関する記載内容について

- 現行学習指導要領の記載及び昨今の部活動を巡る状況（特に、新たなガイドラインでも強調されている体罰・暴言等の防止や学校における働き方改革の更なる推進など）を踏まえ、どのような記載内容とすることが考えられるか。

3 「地域クラブ活動」に関する記載内容について

- 地域クラブ活動は、学校以外の団体等が主体となる活動であるが、教育的意義を有する活動であり、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する観点から、希望する教師の兼職兼業や学校施設の有効活用などを含め、学校との連携が重要となる。
 - こうした考え方を踏まえ、学習指導要領において、地域クラブ活動の位置づけ・意義を明らかにしたうえで、学校と地域クラブとの連携等について記載することが考えられるのではないか。
 - そのほか、記載に当たって留意すべき点などはあるか。
- (※) 学習指導要領本体では大枠について記載し、詳細については、学習指導要領解説等で記載することが想定される。